

甲第 75 号証

会議名：会話

録音日：平成26年4月24日（木）

場 所：

発言者は下記のように立てています。

安田：安田

楠部：楠部

南：南

弓場：弓場秀昭

【備考】

①1:15:15～1:18:20、②1:26:25～1:44:02、③2:25:06～2:33:54の箇所を入力しています。

(①1:15:15～1:18:20)

楠部　そして、今度課長になった人と、そういう話が、僕はあり得ないなとちょっと思うんだけど。

南　おっしゃるとおりで、私らはみらいからの一方的の話だけで、その1か月もそうですけども、みらいからのお話を聞いただけで、本来は両方の話を聞いて、……当然のことですけども、私たちの過ちは、片方の意見だけを聞いて行動に移してしまった、おっしゃるように、あり得ない形を取ってしまったというのが、一昨年12月のあの行いであって、それが最終、弓場さんを苦しめたのは、さらに12月27日に、文章にしまして、私たち介護保険課を正当化する、そのための文章に努めてしまったという、本当に一方的な判断でやってしまってるのが、最大の欠点であると思っております。

その後、弓場さんからお話しする中で、ケアマネさんのお話も含め、我々が聞いた話とだんだんずれてきたと、それが遅くなって、もう分かってきたということで、我々としては、当初の聞いてきたことが、やっぱり間違ってきてたなという判断に、今現在は当然なってる状況なんです。

最初は、本当に一方的な話だけで、本来だとそういう話を聞いて、弓場さんところへ寄せてもらって、こんなん言うてますけど、どうですか、弓場さんの御意見はというのが本来の取り方です。

楠部　そうやね。僕もね、今言われたとおりの動きをせないかん。私も聞いたときに、弓場さんに、先ほど来の話も、もっとほかの話も、これもあらかた読ませてもうたけども、私は頼まれた人の意向を聞いとかないかん。特にこの1年半悩んできた、これからも平穏に暮らしてもらえるように、ある程度のところで話がまとまればええなと思って、本日は同席させてもらたんやけども。おたくの場合は、頼まれた人が、頼まれたというのか、話まず入ったのは、この人からもあったけども、向こうからあったと、泉南市からあったと。

そのときに、今の私の立場と違って、公務員として、やっぱり市民のことを先に、今、非を認められた発言をされたからええんですけども、そこにちょっと間違いが僕はあったん違うかなと。そこは、だからこの人全てええと、今回よ、後の発言もちゃんとお聞きさせてもらて……だから、双方の話を聞きたいから、今、こっち振ってみたんだけどよ。

南 さらに、私たちは正当化するという事は、副市長への説明も、我々を正当化する説明に終始してましたので。

(②1:26:25~1:44:02)

楠部 なかなか考え方を、あれやっていうのは難しいと思うけどよ。

弓場 楠部さん、この男は、こない言うてわびたんですよ。弓場さん、今回は、弓場さん、私、あと5年しか残って……、今回のやったことは、ほんまに大失敗しました。弓場さんのために、今回のおわびの印で、……仕事で返したいと思ってますと言った懷に、こんな、あんたは不信者だ、……のやったことすら理解できないと、こんな文章つけて。

楠部 その後？

南 これ、最初の12月27日の。

楠部 いや、今の仕事で返したいという話があった。

弓場 言うた。

楠部 後の。

弓場 2日に、またこれを出した。

南 2日って。

弓場 27日に私に会いました。私も、あんたほんまにこんな、今回、私、何とか生き延びて、こけなくて、けがせんと何とかやったけど、こんなん、いきなり切られたら、こんな障害者、あんた、こんなんされたら、どんな大変か分かるか。ほんまにけがして、一步間違えて頭打って、死んでたらどうするって言った。ほんなら、すみません、私、今回はね。

楠部 そういうふうに発言された後。

弓場 ということを、これをまたぶつけてきた。だから僕、びっくりした。だから、この人入ってきたとき、ぎょうさん、この男、こんな二枚舌で平気で言う男、ましてこんな文章でこんな、おまえが悪者じゃ、おまえは自分がやったこと、人権無視何とか好き放題書いといて、あんたは自分のやったことすら理解できないから、……、ここまですんなこと、ここまで弓場さん、申し訳ないと謝ったって、言うといて、……事実。

南 この文章は12月27日に。

弓場 そやろう。謝った日を一々残してる。ちゃんと残してる。

南　取りあえず何で不信行為をした、認めた理由書、文章にして表さなあかんという。

弓場　何で、全然違うやん。

南　のが我々は。

弓場　見苦しい、違う。そのときははっきり、この文章を見せてあげよか。あんた、はっきりあんた言うてるんや。僕、この文章を見たらね、ここまで人間割り切っね、これだけ困ってね、田脇さんと僕がね、いや、これ、こんなんやったら困る言うてんのにね、この……切られたんやから、あんた諦めたらええんや。今日は私が来たん、あんたを助けに来たん違うぞ、私は、みらいが行けないと言うてるから、そのために来たって。

でも、その10分前は、いや、弓場さん、そんなことは自治体としては許しませんと言っときながら、田脇さんは、これでちゃんと終わるな、ちゃんとしてくれるなと思ってたら、今度来た、信用できる男が、今度、顔色がこんなんやった。最初から、1週間前から、ほんなん決めてた。

何遍も言うけど、普通の人間やったら、たとえ3日でも4日でも、次の介護会社のめどが出るまでは、やめてくださいって、これは……。あんたらもこんなん、みらいさん、こんなこと、でも、この男が全部、泉南市の野口に言われたから、もうええって言ったんよ。

でも、こんなことをね、公務員が最初から確信犯でされたら、僕らも阪南市の人やからちゃんと、まして福祉の人や。ほかの部の人に言うてない。まして、この男は私の大変なん知ってる。いや、大変というか、体がこんなん知らんけど、おまるの件も知ってるんや。だから、今回の彼が言ってる理由も大体のめてる。

ただ、みらいは物すごい巧妙で、安田さん、木々がと社長とは、あの女、西ノ坊、あれ兄弟や、姉妹なんや。だから、あいつら好きなように、うそ八百でも何でも書く。

安田　それは、田脇さんまとめた中にもね。

楠部　田脇さんの文書があるんやな。

安田　田脇さん、この前、2月ですからね。

楠部　介護サービスが来たときの、いろんなやり取りの。

安田　ケアマネジャーって、ケアプランを書いていただいて、橋渡しをやっていただく方なんですよ。

楠部　いやいや、それはそうやけど、そんな細かい話はあるわけ。

南 はい。

安田 ええ。

楠部 それと言うてきた人は違うと。

安田 そうです。

楠部 僕は、一番の怒りというのは、やっぱり名誉を傷つけられること、ないことを、あ
ることは仕方ないけども、事実は仕方ないけど、をつくり出して、名誉を、まして、
私、昔から知ってる、マヤの真ん前や、家は。ええ学校を出て、この人の母親でもめ
ちゃくちゃ世話になってるから、よう知ってるけどもね。そら、事実なら仕方ないで、
弓場さんが悪いんやとかいうてな、事実でないことを、そんなこと言われたら、そら
な、どないもならん、収まらんと思う、怒りはね。

もっと私に早く言うてきてくれたらなというのは、わしも……何人も議員に、相談
されてって、行政もそうけども、1年半のいろんな、お金も要ったでしょうけども、
お金以上に精神的な苦痛は大変よ。ほんまに、今でもこれだけしゃべるれからええ
……精神的にいかれてしまう、ほんまに。

何とかよ、過去はもう……くれたらええ、……もろたらええけどもよ、やっぱり前
を向いていく話によ、返事は要らんわって、さっきちらつと言うたけどよ、ちゃんと
返事をもらって、前へ進めるように、心穏やかに暮らせるようにするようにしないと。

弓場 ただ、僕、今日ね、あなたと1個違いやから、私……本当言うたら、私もほんまに
あなたにこんな、市民に向かって、あんたは不信者とか、どうとかね、投資話のい
い……こんな解約を一気に切られたってこと自体、あなたそういうことを、言葉なか
ったのが私は悔しい。

あんた、もし、納得せえへんかったら裁判行ったらとか、そんな冷たい。すみませ
ん、一言ね、うちの部下が、何ぼ勘違いでも、基本から言うたら、私からすれば非人
道や。それもだましや、完全にだまして、一言、みらいのために解約を何とか、不履
行をね。

知ってます？この人は大阪府にも、みらいは最初から解約不履行覚悟でやってます
って出してるわけですよ。12月5日、6日に来た後、6日後には、私大阪府に相談
ね、分かりました、1回話聞きましょうって。ほんなら、この男は何と言うたか、弓
場さんが不信行為したと、みらいは、今回は契約不履行覚悟でやってます。……生活
も、弓場さんの生活はちゃんとなってます、平気で……。こんな……助けて言うてん

のに、大阪府にはまるきり違うこと。だから内容も、これも全然違うこと書いてる。
だから、こんな虚偽の報告する男、どうして信用できますか。

ましてや、こんな文章……これは私、頭でも、少し言葉はできるから、おかしいとか……が入ったけども、これも……そのままね、みらいと泉南市だけは、普通どおり終わってた。このおっちゃんも……話が、南さん、すみませんでしたな、御苦労さんでした、礼を言うてる。梶間も逆にわびてる。うちのしょうもない障害者を見て……そんなことね、あなた思え、あなたもし逆の立場おって、本当に……になって。いずれあなたも90なって、こんな体なって、助けてもらうときになったときに、裏でこんな職員がね。

楠部 弓場さん、ちょっと1点確認するけどよ。そういう情報を見てくれて、ありがとう。今、梶間さんがみらいに。

弓場 みらいと違って、野口に。

楠部 野口さんに、障害者を見てくれて……そう言うたというのは。

弓場 ……残ってる。ちゃんと残ってる。

南 5日の朝に。

楠部 それはひどいど。

弓場 そう。そんなことないんよ。俺が言うた、あんたらようここまで、自分とこの市民をね。

楠部 それ、また文章にあるん。

弓場 ここに書いとう。

南 ここに書いてます。

弓場 12月5日、梶間より、朝一番、9時台、阪南市民のことに……相談に応じてもらってることに對して、お礼を述べております。つまり、……の相談に応じてもらってることっちゅうたら、言葉これだけやったら何かと思うけど、実は5日の前、もう一発で切ります、こんなひどいことしますと聞いておきながら、そして、まないたに乗せたけども、ちゃんと切れませんでしたって、こんな話しとる。

この女が、昨日、解約できませんでしたか、弓場さんを切ることはできませんでしたか、みらいは切れなかった。じゃあ、すみません、でも、昨日はうまくいけへんかったけども、日頃からみらいの相談に乗ってあげてくれて、うちの阪南市の障害者のための、迷惑かけてるけども、みらいの悩みを聞いてあげてくれて、ありがとうござ

いますって礼しとんねん。僕、こんなこと聞いたとき、こいつら……。

見ました？昨日、見たんでしょう、今回。全部大体これ、私、これ出しましたから、全部見ました、全部？見てませんか、あなた。つまり、**今回は全て阪南市で、障害者を切る打合せみんなしてるんよ**。だから、私の家へ、前から切るために来てる。最初から、13日に。この日にこんな文章を書いてるけど、……マイナス、無理やりこんな全部、彼らも全部、何かほかに理由はありませんかってやってんねん。

安田さん、自分らで先に、このままじゃマイナス情報が少ないから、何とか切る、いろんな理由ありませんかやってるんですね。だから梶間と、次、何とか奥歯に挟まった形で、12月27日には。

僕ね、安田さん、植田何とかがっておったね、12月13日に来てもうた。もうお風呂も入ってないし、何でみんな、再検討しますって言うてるから。

楠部 初めからの話はよ、民民とよくは言うけども、向こうの介護保険課が、いつかは入る場面があったかもわからんけども、最初の解約まで入り切らへんわ。入れへんやん、現実問題は。

南 はい。

安田 入りません。

楠部 こんなこといっぱいありますよ、そら、僕らの耳に入ってること、いろんなトラブルというか。日頃、介護認定も一緒にやってるし、こういう中で、そういうことで……。

弓場 抜けて……。

安田 確認してませんけども。

弓場 え？

安田 本人にこのことは聞いてませんけども、いわゆる保険者が阪南市であって、の設置の事業者なんで、本来やったら阪南市がそのことを窓口になるんですけども、泉南市にやってもらってるから、そういう意味でのお礼なんかなって気はしますけども。

楠部 それでも、視点がやっぱり、いわゆる市民のことにしないといかん話やし。

弓場 何でかいうたらね、第一、思いませんか？安田さん、こんな30日に、まないたですぐに料理します、即解約です。聞いてるって、あなたも一緒に証人で来てくれって、これ来ること自体、思いませんか？だから、これが分からんの。まして私には一言も言わずに、人の家上がってきて、はっきり言うて私の家けがされた、こんな不穏な、こん

な考え持った連中を招き入れた、家に入れてもた。もっと市民のことを考えてくれる人やったら、何ぼ来てくれたらええけど、こっち切ろうとしてる人間、ぬけぬけと、この男、安田さん、これだけ聞いてください、これだけ今日聞いてもらうために来た。この人間、ここまでこんなだまされ方、どれだけ悔しいかね。

楠部 いや、ちょっと……。思いはあるさけ、聞いてもうて、それでも、いつまでも……と思うわ。

弓場 これ見て、これ。ちょっと待って……。

楠部 ……あんまり、あんまり……体に悪い。

弓場 僕ね、つまり、弓場さん、こんなん……**すぐに行きます、御安心くださいって言うてくれたから。**

南 それで行きましたね。

弓場 これでいける。あれから社長、ちゃちゃちゃつと。

南 これ、そのときの面談、会話が全部入ってる？

弓場 いや、ああ、これで、……はい、これ。

(テープ音声 再生)

南 ……こっちはちょっと一緒に、申し訳ない……いただこうと思ひまして。

…… 弓場さん、これはしなくていいんですか。

…… ああ。

南 私も状況、いろいろ、弓場さんのお気持ちも当然聞かせていただいてまして、この前……私もお話をね、伺う……があったんでいう、させてもらったと思います。社長さんともまずはお話をさせていただいて、ちょっと突然にというお話……、契約書のお話ですね。その辺、なぜ1か月前にできないのかという理由、……聞かせていただきまして。

(③2:25:06~2:33:54)

弓場 別にみらいのこの不信行為を使って……。

安田 だから、今日のね。

弓場 いや。

安田 **田脇さんがまとめた11項目ありますやんか、田脇さんが。**

楠部 **田脇さん。**

安田 田脇さん、ケアマネジャーがね。

楠部 田脇さんが、ケアマネジャーの話してる……。

安田 まとめられた文書を、11項目、あれを見させてもらったんですけども、あれを見る限り、いわゆる、みらいの契約不履行やなと思います。

楠部 ほんなら、それでええ。

弓場 それは認めますか。

安田 はい。

楠部 それでええ。

安田 その文面を読むと、やはりみらいの言うてたのが、うそなんやなというのが。

楠部 解約に至る、急遽解約できる不信行為は相当なもんじゃわ、そら。行き違い、見解の相違とかいうのは、そんな不信行為に入らんよな。一々の健康のささいなこと、そんなことで不信行為にされたら、誰でも、いつでも解約できることになるからな、よっぽどのことよ。

弓場 ほんじゃ、それはそれでいいですけど。

楠部 そら、ええやろう。

弓場 いや、市の見解として、阪南市は弓場さんのためにというけども、そして、大変…
…けども、明らかに。

楠部 間違ってたわな。

弓場 ねえ。間違って、みらいの契約不履行を……。あなたは言ってくれましたね、私は、今は契約不履行であると思いますって、今、一応言うてくれました。いや、役場ではね、弓場さんには疑義はあるけどもって書いてました。あなたに聞いた、この疑義いうことは何ですか言うたら、弓場さんでも……あると言うた。じゃあ、それはどうなりますか。

安田 そこは分かりませんけどもね。

弓場 いや、それはどう。

安田 それを見てなかったから、はっきり言えないことで。

弓場 ん？

安田 現場におれへんから。

楠部 現時点でや。現時点で、今、田脇さんの話でいうんであれば、それはないとするんであれば、疑義があることにはならない。そのときの、それ何月の、5月の文書？何

月の時点の？

弓場 2月28日の。

楠部 話長いんで、いつの話か分かん。だから、今の時点で、今、副市長の言われるようにやな、こんな疑義なんて使われへん。ないっていうんや。不信行為がないっていうのであるから、そら現場にいてないけども、田脇さんの書いたことを一番知ってる、本人が一番知ってる。

弓場 だからね、だから。

楠部 だから、ないんよ。疑義もないんよ。

弓場 だから、不信行為がないんだったら。

楠部 疑義もないよ。

弓場 いや、不信行為がなかったら、明らかに。

安田 契約不履行ってことに。

弓場 なりますよね。

安田 はい。

弓場 だから、その文章に、もし、弓場が契約不履行、そこまで書かなくても、はっきり弓場さんは不信行為の条項には当たらない。だから、明らかにここには払ってへんけど、お金も払ってないとか不信行為がない、明らかに契約不履行であったと。今思えば、きっちりこういう検証すればこうでしたと、ちゃんと出してください。

そうでないと、あの文章やったら、とにかく弓場さんが不信行為じゃない、何でかいうたらね、僕は何でこれこだわるかいうたら、南さんもあの文章、既成事実、起きた事実を見れば、弓場さんが不信行為をしたから、阪南市もみらいを注意もしなくて、そして、南さんがわざわざ私の家まで来た、間に入った。そういう意味で言うと、介護保険課の判断は、当時は間違っていました。きっちりすれば、弓場さんには何の不信行為もないから、明らかにみらいのやったことは、……。

僕はそれをやってもらわんと、だから、それか、もし……南さんらがそういう不信条項を使って私にやめさせて、1か月も……こういう状態をつくったことは、彼は意図的にこんなことをあえてやったんやから、逆に言うたら、この人をあれしてください、それやったら。

だから、そういう意味で言うと、いろんなもんが中途半端に、とにかく……そうじゃなくて、全てきっちりしてもうて、……じゃないですか。

楠部 いやいや、ポイントだよ。そら全ての文書を検証して、何もかも撤回とか何とかでけへんから、最終的には、不信行為はない、そやろう。越権で入ってしまったとか、そういうことのきっちりした話をしたら。

弓場 いや、疑義はない。疑義は……。

楠部 疑義ないよ、ないよ。

弓場 いや、……。

楠部 いやいや、だからそれも撤回せなあかんやん、疑義は。

弓場 それはきっちりしてもらわんと。

楠部 きっちりしたらええ。きっちりしないと、幕引きという言葉が合うてるかどうか知らんけど。

弓場 でも、いや、ほんなら言うてくださいよ。その気あるんですか、それともないんですか。

安田 文書で出せてことですか。

弓場 いや、今の前の、前の。

楠部 その疑義があるとかの見解ですやん。

安田 いやいや、その田脇さんのこと、11項目を見させていただいて、みらいの一方的な話を聞いて受けてたということで、今日まで引っ張ってきてるわけなんですよ。だから、その文章の表現はいろいろあると思いますけども、私は田脇さんの文章を見て、要は弓場さんには不信行為がなかったという、不履行であることは、私は思ってますのでね。

楠部 それ以上のもんはないやん。別にほかにもあります、ほかにもありますが、一応……あんたの一番怒ってるところは、僕はそこやと思うねん。名誉を傷つけられてんねんから。

弓場 じゃあ、文章きっちりしてくれますか。

安田 きっちりということは、あれを消すってことですか。

弓場 ううん、今回きっちり。

楠部 今回、きっちり……。

弓場 ……文書と、前の2月28日付の文書は不十分であったと。正式に。

楠部 そこまで念押さんと、今の話は。

弓場 それさえやってくれて、あと、もう一回、南さんとか……、本当に、今日、あした

じゃなくてもね、1回ね、こんな一発解約を、福祉の課長がこれをやったら、知りませんよ、今度はほかの方みんなに親交があって、いろいろあったんか知りません。でも、障害者の人間にとっては、部長、課長がみんなこんなことをやられたら、きれいにできませんやん、今回。

安田 それは、ちょっと帰って、また話します。

楠部 今、ここで話したからね、全然話が至らない話と思ったけど、少しは進んだので、今の不信行為の話、そうやろう。疑義の話、この人はプロやから、ちゃんとその経緯は踏まえて、納得するかせんかは別として、まとめてくれる。

安田 ただ、今日のことは、私が発した言葉も市長にちゃんとお伝えして。

弓場 きっちり、それはもう約束できますか、何か。

安田 それはちゃんと。

弓場 はっきり、みらいは契約不履行であって、弓場さんには何の不信行為に当たらない、……違いました。

楠部 ないんやからよ、書いてもうて、当たり前やんか、この……のは。

安田 そこは、ちゃんとさせていただきます。

弓場 今回の問題に対しては、それ1枚だけじゃなくて、この問題もちょうと覚えてくださいよ。

安田 そこは最終はね、市長判断になります。私の判断ではありません。

楠部 その人事に絡む話は、そういうお気持ちは分かるとしても、それで簡単にはいかんよ。今のがの話も考えてもろてよ。

安田 ただ、信賞必罰もありますんで。

楠部 そう。いろいろありますわ。

安田 懲罰もありますんでね。

弓場 そう、やってください。

安田 異動ということじゃなくて。

楠部 訓戒、戒告が。

安田 少しありますから。

楠部 また話しますよ。私も入らせてもうた以上、あなたから頼まれてんねんからよ。よろしいか。

弓場 はい。じゃあもう……。

楠部 全然、話がまだなかったことを、最後にちょっとだけ。

安田 本当に……至らんね、対応して、本当に。

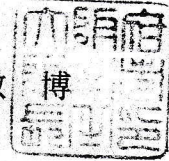
楠部 事実は……たるよ、そんなん。

弓場 ほんまに毎日布団でね、その男ね、こんなひどいことね。

阪介保 第122号
平成26年5月7日

弓場秀昭 様

阪南市長 福 山 敏



質問状についての回答書の訂正について

先日は、お時間をとっていただき、また、詳細にこれまでの経過をお聞かせいただきありがとうございました。

さて、昨年2月、質問状による回答書の提出後に、田脇ケアマネ作成の17頁に及ぶ反論文等を拝見させていただきました。この内容から、当時の介護保険課は、事業所（みらい）側の一方的な言い分のみしか聞き取りを行わず、当該事業所の即時解約の申し出を承認したことは、誠に拙速であり誤った判断でありました。

つきましては、平成25年2月28日付け、阪市ま第219号「質問状について（回答）」中において、「即時解約については疑義があるけれども、」と記載いたしましたが、これを削除、訂正するとともにご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。